

広島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十一号

広島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

広島県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十四年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「三で除して」を「五で除して」に、「三年度」を「五年度」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。